

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第 77 号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第6条中「分任物品出納員」の右に「，物品取扱員」を加える。

第9条を次のように改める。

(物品取扱員の命免等)

第9条 物品出納員は，物品取扱員を指定し，又は指定を解くことができる。この場合において，物品出納員は，その指定し，又は指定を解こうとする職員の所属長の承認を受けなければならない。

2 物品取扱員の命免は，別に辞令を用いることなく，物品取扱員を命じられた職員の所属長の命免の内申に対し，市長が発する命免の通知書をもって行う。

第11条前段中「又は第8条第1項」を「，第8条第1項」に，「者は」を「者又は第9条の規定により物品取扱員を命じられた者は」に改める。

第12条中「及び分任物品出納員」を「，分任物品出納員及び物品取扱員」に改める。

第13条第3項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 物品取扱員は，分任物品出納員の職務を補助する。

第17条第3項後段を削る。

第18条の2第1項中「第3号様式」を「第2号様式」に改め，同条第2項中「前項」を「前2項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，課長等は，その所管に属する物品を他の課等に一時的に貸し出す場合であって，別に定めるときは，当該課等の課長等から物品公借書を徴することを要しないものとするができる。

第23条第1項中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第24条第1項中「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第25条第3項各号列記以外の部分中「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

第25条の2第5号中「前各号に掲げる物品に類する物品で」を「その他」に改める。

第26条第1項各号列記以外の部分中「ちょう付して」を「貼付して」に改め，同項第

1号中「第7号様式」を「第6号様式」に改め、同条第2項中「ちょう付する」を「貼付する」に改める。

第28条第1項中「第8号様式」を「第7号様式」に改める。

別表第2環境政策局の項中「(北部クリーンセンターにあつては、管理係長)」を削り、同表行財政局の項中「給与安全衛生課」を「給与課」に、「人材活性化推進室」を「人材育成推進室」に、「活性化係長」を「職員力・組織力向上係長」に改め、同表文化市民局の項

「

飼	育	課	企	画	係	長
---	---	---	---	---	---	---

を

「

種の保存展示課	企	画	係	長		
生き物・学び・研究センター	研	究	教	育	係	長

に改め、同表産業観

「

産業政策課	調	整	係	長
-------	---	---	---	---

を

「

産業政策課	調	査	係	長		
中小企業振興課	経	営	支	援	係	長

に、「産業振興室」を「新産

業振興室」に、「商工部産業総務課庶務係長」を「所長補佐又は副所長」に改め、同表保健

「

保健福祉総務課	庶	務	係	長
---------	---	---	---	---

を

「

保健福祉総務課	庶	務	係	長
適正給付推進課	調	整	係	長

に、

「

家庭動物相談所	相談係長
看護短期大学	事務室事務係長

を

家庭動物相談所	相談係長
---------	------

に改め、同表

都市計画局の項中

市街地景観課	都市デザイン第一係長
--------	------------

を削り、

開発指導課	審査係長
-------	------

を

開発指導課	審査係長
屋外広告物適正化推進室	広告物企画係長

に改め、同表

建設局の項中

建設企画課	調整係長
-------	------

を

建設企画課	調査係長
-------	------

に改め、同表上下水道局の

項中「担当係長」の右に「(上下水道局長が別に定める事務に係るものにあつては、京北分室の担当課長補佐又は担当係長)」を加え、同表教育委員会事務局の項中

教職員給与課	福利係長
教職員人事課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

教職員人事課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
--------	---------------------

に改め、「及び白河総合支

学校事務支援室	情報化推進係長
---------	---------

援学校分校開設準備室」を削り、「総合育成支援課総合育成支援係長」を「総合育成支援係

長」に改め、

情報化推進総合センター	情報化推進係長
-------------	---------

を削り、同表

教育委員会の所管に属する教育機関の項中「北総合支援学校、東総合支援学校、西総合支援学校及び呉竹総合支援学校にあつては」を「事務長が置かれているときは」に改め、同表人事委員会事務局の項を次のように改める。

人事委員会事務局	庶務係長
----------	------

第2号様式を削る。

第3号様式備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第3号様式とする。

第5号様式1（表面）及び同様式2（表面）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第4号様式とする。

第6号様式を第5号様式とし、第7号様式を第6号様式とする。

第8号様式備考以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第7号様式とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（会計室）